

月例実践講座

自己信託を活用するための税務理解

2024年9月25日

『資産管理・運用と承継対策に活用する信託』 2024年5月～2024年10月 6回

認知症対策にも使えるが、それに限らない信託の利用法を知り、
信託活用の幅を広げることを目指します

自己信託 2024年5月～2024年9月 4回

5月：自己信託の基礎

終了

6月：自己信託のニーズ

終了

(財産管理・承継の課題を解決する自己信託を考える)

7月：自己信託を活用するための法律理解

終了

弁護士法人菊永総合法律事務所 菊永将浩 先生

9月：自己信託を活用するための税務理解

奥典久税理士事務所 奥典久 先生

終了した講座は、
トラコムよりアーカイブをご覧ください

事務所紹介

名 称：奥典久税理士事務所

所在地：〒530-0041

大阪市北区天神橋2丁目北1番21号
(八千代ビル東館8階)

電話番号：06-4309-6352

F A X：06-4309-6353

U R L：http://taxplan.jp

<http://www.souzoku-isan.jp>

<https://smallma.biz/>

アクセス：谷町線 南森町駅 徒歩 約2分 (5番出口)

JR線 大阪天満宮駅 徒歩 約3分



代表者紹介

代 表：奥 典 久

生年月日：昭和43年3月9日生

所 属：近畿税理士会 北支部 (税理士登録第88541号)

昭和62年 簿記論 昭和63年 財務諸表論・相続税法
平成5年 法人税法 平成10年 所得税法

大阪府行政書士会 北支部 (行政書士登録第16261354号)

一般社団法人家族信託普及協会 (家族信託専門士、家族信託コーディネーター)



略 歴：昭和63年 大原簿記専門学校入社

簿記短期講座講師 (商業簿記・会計学2年間)

税理士講座講師 (相続税法6年間) 相続税法課主任

〔業務内容〕相続税法課の関西圏の責任者、全国の方針決定等

受験講座の講師 (講義、受験問題作成、テキスト作成) など

(個人活動) 司法修習生を対象とした相続税法勉強会

平成8年～ 大手会計事務所に勤務

〔業務内容〕相続税申告及び相続・事業承継対策他

平成12年 奥典久税理士事務所開業

・経営革新等支援機関

・M&A支援機関登録事業者

当事務所では、税理士法に定める守秘義務に加え「個人情報の保護に関する法律」その他個人情報保護に関する関係諸法令を遵守します。

信託の方法

信託に関する公正証書作成件数
2023年 4,434件

1. 信託契約を締結する方法

信託契約による信託

信託契約	4,179件
遺言信託	150件
自己信託	105件

2. 遺言する方法

遺言による信託

3. 自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の 当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示

自己信託

自己信託

委託者が、「この財産を信託財産として、委託者の固有の財産とは別扱いする」と意思表示

別扱いするのは、
信託財産について「達成したい目的がある」から

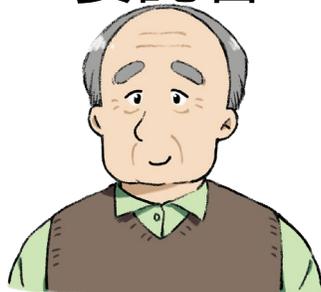


自身の固有財産と分けて
信託財産として自身で管理・処分

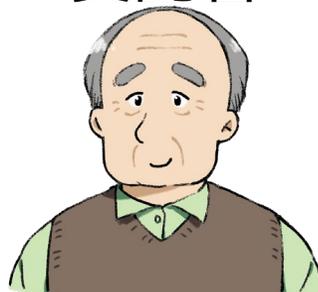
信託財産にする！ 信託宣言ともいわれている

自己信託の存続の問題 ①

委託者



受託者



受益者



受託者と受益者が同じならば、受託者が**自身の利益を**図ることにならないか？

委託者の固有財産



信託財産の所有者は変わらず



信託財産

(定義) 第二条

この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（**専らその者の利益を図る目的を除く**。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。

自己信託の存続の問題 ②

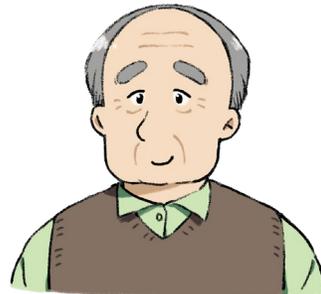
委託者



委託者の固有財産



受託者

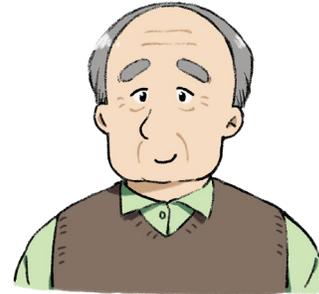


信託財産の所有者は変わらず



信託財産

受益者



受益権



一部または全部 譲渡
(有償・無償)



1年経過する前に、
**すべての受益権を有する状況でなくなれば、
信託は終了しない**

自己信託の課税

受託者



受益者



ケース1

自己信託をしたときに、受託者以外の者が受益者

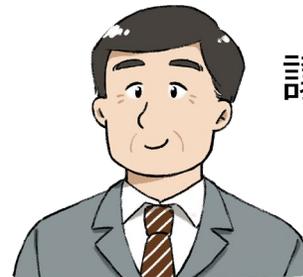
相当の対価の負担なし

→ **受益者に贈与税が課税**

信託財産の価額が高いと、贈与税の納税に課題



ケース2



譲渡したときに、他の者が受益者となる
(当初の受益者と新たな受益者と2名が受益者の場合も)

相当の対価の負担なし

→ **受益者に贈与税が課税**

信託財産

受益権



譲渡

一部または全部

(有償・無償)

- ① 納税負担可能な額の受益権を継続的に譲渡
- ② 信託財産の価額を下げた後、受益権をまとめて譲渡

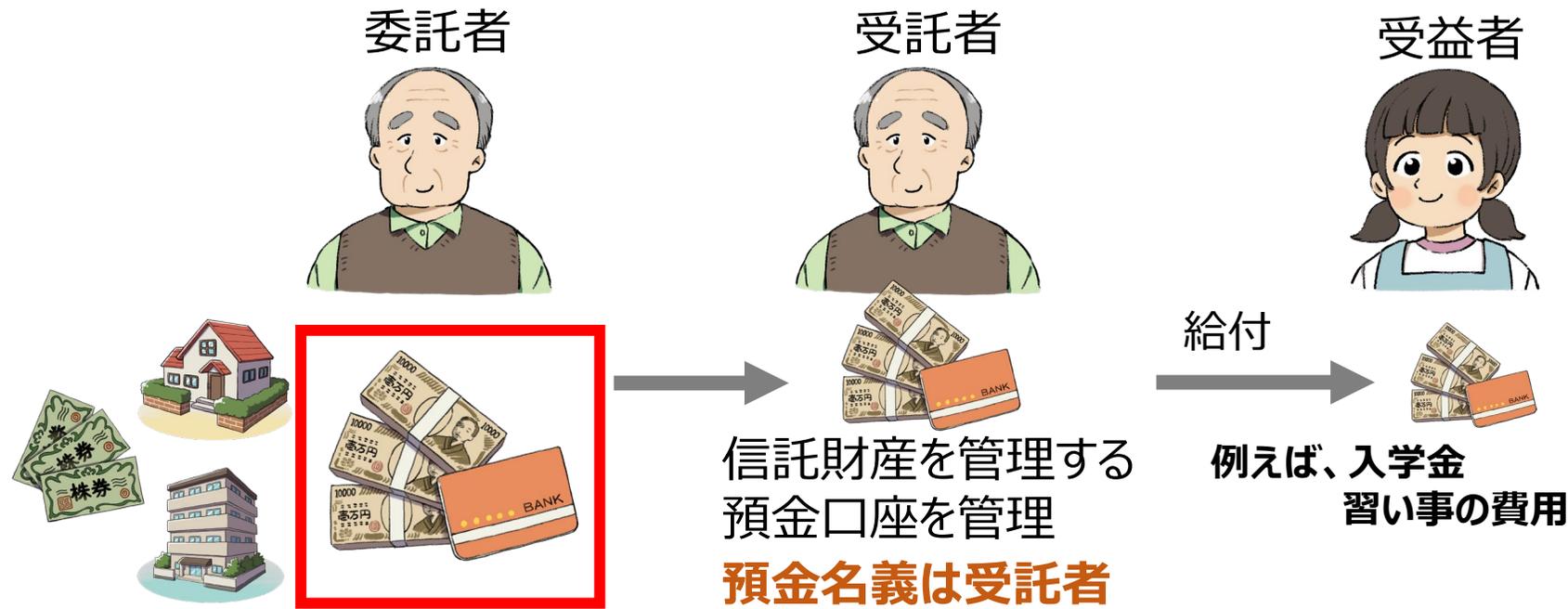
受益者が、**信託財産に属する資産、負債を有しているとみなして、所得税が課税**

復習⑥ 信託財産が金銭の場合の自己信託のニーズ

ニーズ

名義預金を回避する

配偶者、子、孫に金銭を贈与することで、相続財産を減らしたい。
 しかし、贈与される側の状況により、贈与者の思いが伝わらないこともあるので、預金名義は変えるが、預金の管理は引き続き自分で行う **【名義預金になる】**



注意点

信託時、受益者は贈与税課税
 信託財産より給付を受けたときは課税はなし（利子には課税）

ポイント

受託者の相続時、受託者が管理していた受託者名義の預金は相続財産にはならない

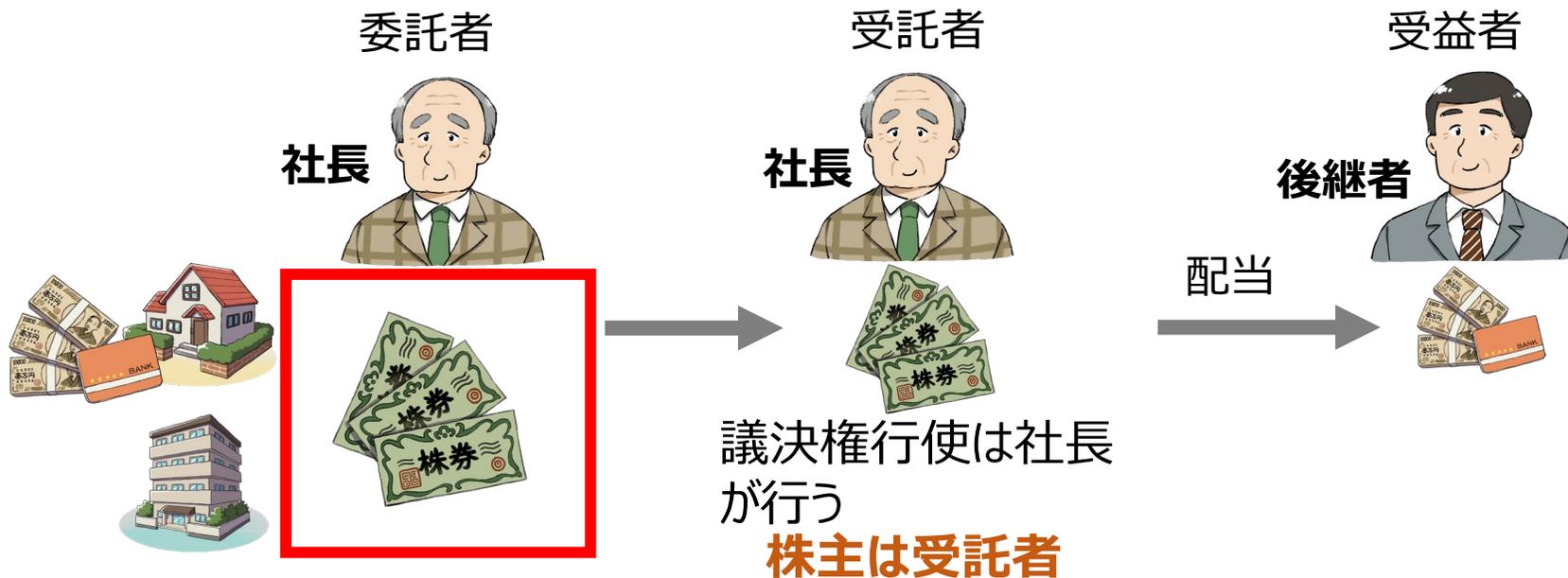
受益者を複数にもできる

復習⑦ 信託財産が自社株の場合の自己信託のニーズ

ニーズ

今後、上昇が予想される自社株を早く贈与

経常的に利益がでるようになったので、自社株は今後高くなることが予想される。社長は、まだしばらくの間、現役で経営を続けるつもり。後継者は決定しており、株価が上昇する前に自社株を後継者に渡したいのだが、後継者に株を譲渡したら社長は議決権を失ってしまう。自社株の承継について税対策を進めたいのだがよい方法はないだろうか？【**自社株を譲渡したら社長は議決権を失う**】



注意点

信託時、受益者は贈与税課税配当が生じたときには、受益者が配当を得たものとして課税される

ポイント

信託終了の際、信託の残余財産は受益者に帰属するとすれば、後継者は信託終了時の課税はない

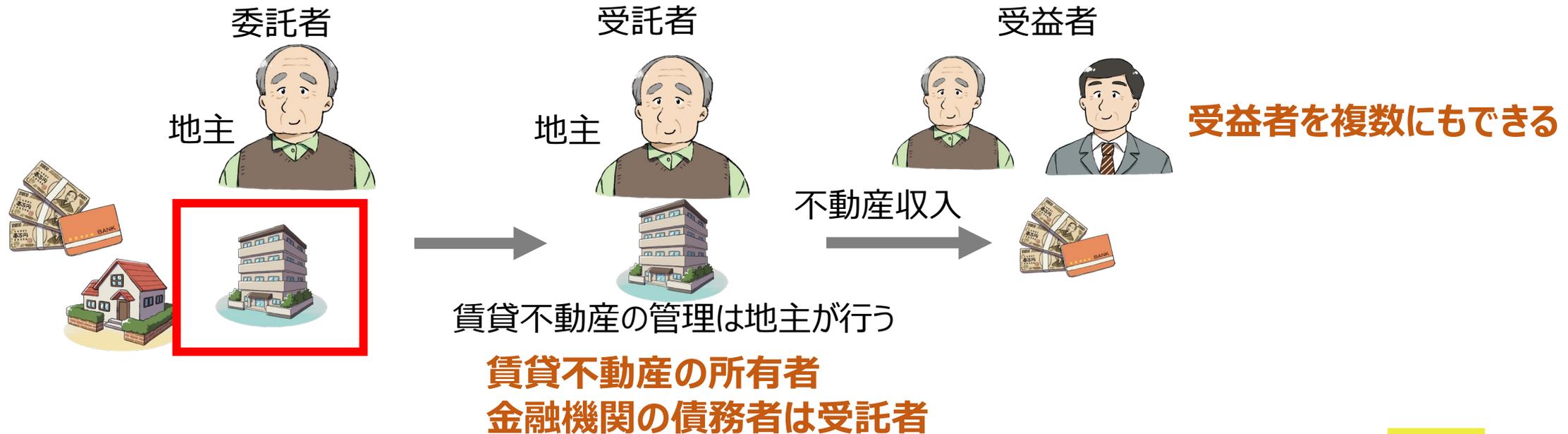
受益者を複数にもできる

復習⑧ 信託財産が不動産の場合の自己信託のニーズ

ニーズ

不動産の持分を
家族に分けていき
たい

不動産についても暦年で贈与し相続税対策を行いたい。
不動産の小口化商品というのがあるが、家族信託でも同様のことができないだろうか？ 賃貸不動産の管理能力は、子どもよりも地主の方があるので、当面は地主が賃貸不動産を管理しながら、受益権を子供たちに贈与していきたい。



自己信託の課税について

ケース1：委託者 = 受託者 = 受益者

特に課税なし

ただし、信託法の規定からこの状態で1年が経過すると信託は終了することになるので、他者に受益権を譲渡する

ケース2：委託者 = 受託者 ≠ 受益者

受益者に課税

相続税法

9条の2（贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利）

信託（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。）の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

信託財産に収益が発生したとき

所得税法

第十三条 （信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）

信託の**受益者**（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の**信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし**、かつ、当該**信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして**、この法律の規定を適用する。

受益者が変わったとき

相続税法

9条の2 （贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利）

2 適正な対価を負担せずに**新たに**当該信託の**受益者等が存するに至った場合**（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、**当該受益者等が存するに至った時**において、当該信託の**受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与**（当該受益者等であつた者の**死亡に基因**して受益者等が存するに至った場合には、**遺贈**）により取得したものとみなす。

終了時の受益者が信託の残余財産の帰属者のとき

終了時の受益者が以外の者が信託の残余財産の帰属者のとき

相続税法

9条の2（贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利）

4 受益者等の存する**信託が終了した場合**において、**適正な対価を負担せず**に当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者があるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時において、当該**信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた者は**、当該**信託の残余財産**（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）を当該**信託の受益者等から贈与**（当該受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合には、**遺贈**）により取得したものとみなす。

課税上の信託財産の評価額について

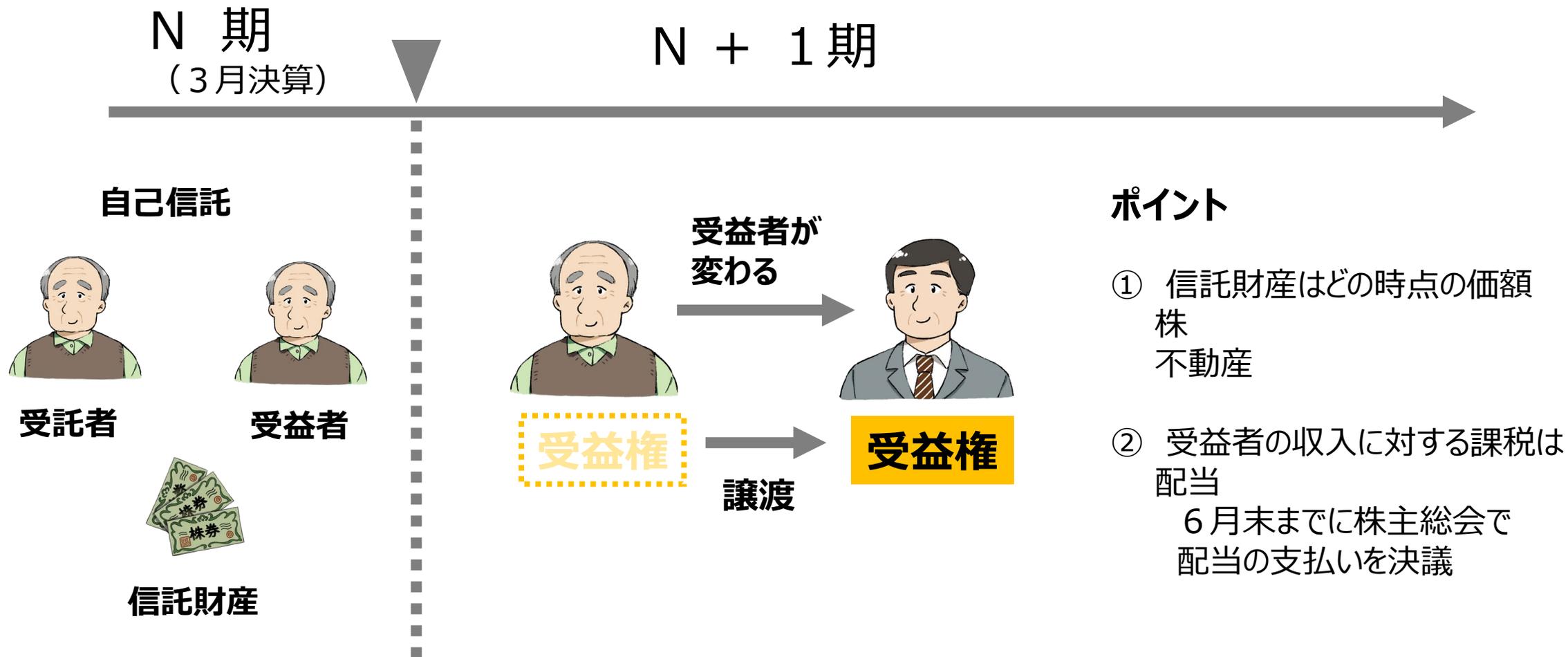
信託財産が金銭のとき

信託財産が自社株のとき

資産によって特に注意すべき点

信託財産が不動産のとき

自己信託期間中の課税について事例で考える



暦年贈与

相続時精算課税制度の利用

暦年贈与で受益権（の持分）を贈与

委託者



受託者



社長が株主のまま



信託財産

信託の設定当初
社長はすべての
受益権を有する

受益者



受益権

受益権の割合
○分の○

受益者



受益権

受益権の割合
○分の○

持分の一部を譲渡

年数の経過とともに
受益権の割合は増える

相続時精算課税の制度を利用して受益権を贈与

相続時精算課税の制度を利用

自己信託の受益者

株価上昇

信託後
上昇した
株価

課税対象
にならない

下げる



自社株
株価

自社株
株価

信託時の株価に
贈与税が課税される

贈与者【社長】
の相続

信託時の
株価

相続時に
相続財産として
課税対策

2500万円の特別控除
20%の税率

納税した贈与税
は控除される

信託

自社株を信託財産とする信託の事例解説

家族信託を活用した事業承継対策

(1) 認知症対策・議決権譲り渡しパターン

相談者：会長（親）80歳 社長（子）60歳 孫 35歳

- ◆ 会長に就任し、社長（子）に経営の全てを任せたい。
- ◆ 自社株を贈与したいが、現時点では株価が高いので今すぐに贈与できない。
- ◆ 認知症になった場合に株主総会の決議に成立しなくなることが心配。

家族信託

委託者
(会長)



議決権



課税なし

受託者
(社長)



社長が経営権を持つ
(株式を将来引き継ぐ必要あり)

【今後必要となること】

- ・ 株式を贈与する
- ・ 遺言を作成する
- ・ 株価を下げる など

会長が死亡した場合などは、
自社株が相続財産として残る

【株式の権利】

- | | | |
|-------------|-------|---|
| ・ 議決権 | | 子 |
| ・ 配当收受権 | | 親 |
| ・ 残余財産分配請求権 | .. | 親 |



贈与・相続で
株式が移動

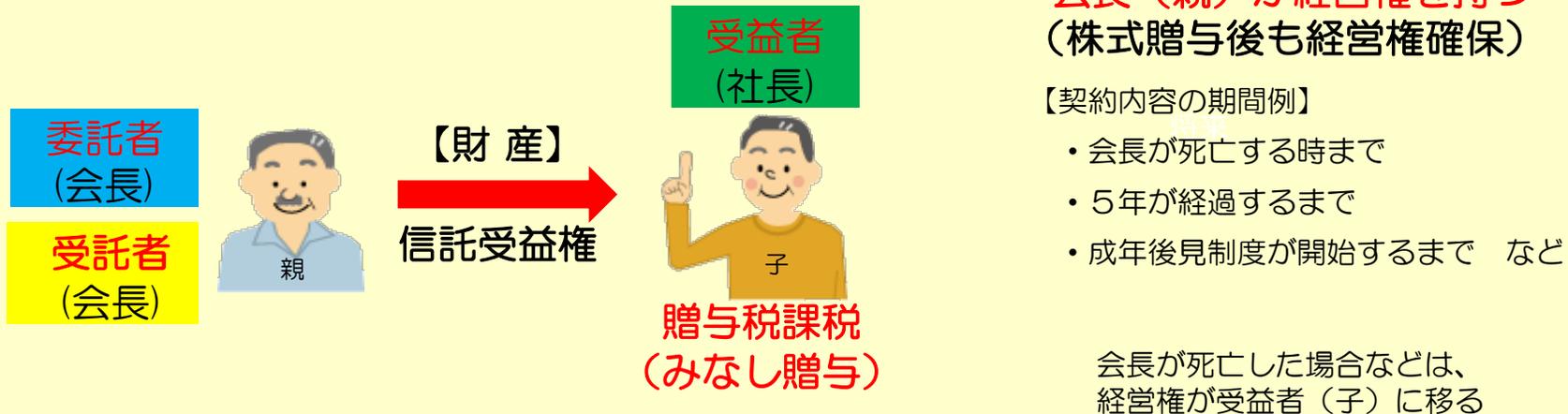


(2) 議決権確保パターン

相談者：会長（親） 78歳 社長（子） 48歳

- ◆ 会長に就任しているが、社長（子）に経営の全てを任せられない。
- ◆ 当期は臨時の経費が有り、赤字となり株価が安くなった
- ◆ 自社株を贈与するには良いタイミングだが、経営権（議決権）は手放したくない

家族信託



【株式の権利】

- ・ 議決権 親
- ・ 配当收受権 子
- ・ 残余財産分配請求権 子

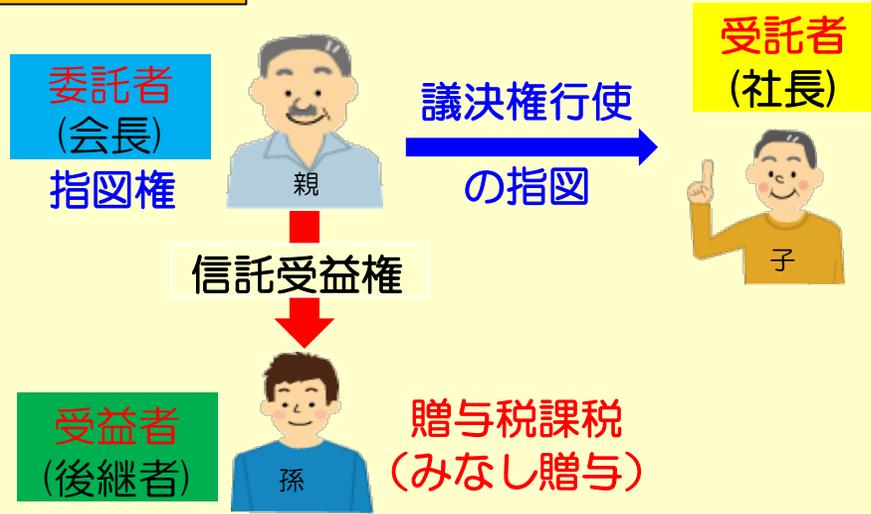


(3) 議決権確保・指図権パターン

相談者：会長（親） 82歳 社長（子） 60歳 孫 35歳

- ◆ 会長に就任しているが、社長（子）に経営の全てを任せられない。
- ◆ 子の後は孫を後継者にしたいと考えているがまだまだ早い
- ◆ 当期は臨時の経費が有り、赤字となり株価が安くなった
- ◆ 自社株を贈与するには良いタイミングだが、経営権（議決権）は手放したくない

家族信託



【株式の権利】

- 議決権 親
- 配当收受権 孫
- 残余財産分配請求権 孫

会長（親）が経営権を持つ （株式贈与後も経営権確保）

- 【契約内容の期間例】
- 会長が死亡する時まで
 - 5年が経過するまで
 - 成年後見制度が開始するまで など

会長が死亡した場合などは、
経営権が受託者（社長）に移る



※ 株式の移転は孫に移っているため、
当面の株式対策は不要

次回講座の予定日

10月24日（木） 18時～19時

Zoomを利用したオンライン講座

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和6年9月25日